

平成26年2月28日

情報保全諮問会議の会議運営に関する質問に対する回答

先般頂いた質問について、内閣官房特定秘密保護法施行準備室として、以下のとおり、回答いたします。

1 諮問会議における検討プロセスについて

- (1) 第1回と第2回の間に行われるとされている「有識者の方々から意見を聞きつつ素案を作成」という作業について、どのようにそのプロセスが行われ、記録されるのでしょうか。
- (2) 個別に「有識者の方々から意見を聴く」際に、各有識者に対してどのような資料が提示されていたのかを有識者が相互に確認できないと、意見を述べる際の公平性が確保されず、適正なプロセスと言えないと考えますが、どのように有識者の提供資料について公平性を確保することとしているのでしょうか。
- (3) 「有識者の方々から意見を聴く」プロセスの進捗について、有識者間で共有できるような進行をするのでしょうか。
- (4) 第1回と第2回の間以外にも、会議外に個別に有識者の意見を聴くことを予定しているのでしょうか。予定している場合は、どの段階でそれを行うのでしょうか。

(回答)

- 情報保全諮問会議の進め方については、第1回情報保全諮問会議で御議論いただき、当面、政府において、各委員の御意見を伺いながら、政令案や運用基準の素案の検討を行うこと、素案がまとまり次第、情報保全諮問会議においてこれを議論することとなりました。
 - また、検討の中で各委員から頂いた御意見や各有識者に提供した資料については、委員相互間で共有が図られるようにしてまいりたいと考えています。
- (5) 政令及び運用基準の素案検討に関しては、有識者から意見を聴くのと並行して通常の手順として関係行政機関との協議を行うものと考えられますが、有識者や諮問会議とはどのようなプロセス上の整理が行われているのでしょうか。

(回答)

- 必要に応じ、関係行政機関との間で協議を行う予定です。

2 有識者ないし諮問会議に提供する資料について

- (1) 有識者ないし諮問会議に提供される、特定秘密の指定・解除、適性評価の統一基準等の検討に必要な資料は、公開できる情報を原則として提供することを予定しているのでしょうか。

(回答)

- 今後どのような資料を各有識者ないし会議に提供するかについては現時点では決まっていますが、議論の必要上、非公開の資料等を本委員限りでお示しする

こともあり得ると考えています。

いずれにせよ、情報保全諮問会議において、特定秘密の指定の基準等を定める上で適切な議論を行うことができるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えています。

- (2) 個別の有識者に対して提供した資料等は、会議で配布した資料と同様に公開する予定があるのでしょうか。

(回答)

○ 個別の有識者に対し提供した資料については、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、同法に基づき、適切に対応してまいりたいと考えています。

- (3) 統一基準等は、特定秘密となることが想定される情報内容については一切関知せず有識者は意見を述べることになるのでしょうか。

- (4) (3)の場合有識者の具体的な役割と責任はどのような範囲になるのでしょうか。

(回答)

○ 情報保全諮問会議において、特定秘密の指定の基準等を定める上で適切な議論を行うことができるよう、必要な対応を行ってまいりたいと考えています。

3 統一基準策定のプロセスの公開性について

- (1) 諮問会議の資料を原則公開し、議事要旨を公表することとされていますが、仮に公開できる資料しか会議において提供しないのであれば、会議の議事内容そのものに秘匿性があるとは思われませんが、それでも会議の公開や議事録の公表はできないのでしょうか。

(回答)

○ 情報保全諮問会議においては、機密性の高い事柄について御議論されることもあり得ることから、議事録や会議そのものは公開しないこととしています。

○ その一方で、会議の透明性を確保することは重要であることから、議事要旨を公表し、配付資料についても、原則として、公表することとしています。

○ これらを通じて、会議における議論等を国民の皆様方に分かりやすくお伝えできるよう努めてまいりたいと考えています。

以上